

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名: 「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」の改定
(副題) なし
局課名: 危機管理安全局危機管理安全部生活安全課

施策の目的

「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」について、自転車の活用に向けた内容への改定を行うとともに、国や県と連動した尼崎市版「自転車活用推進計画」として位置付けます。

現状・背景

尼崎市自転車のまちづくり推進条例第7条に基づき、平成30年3月、「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」を策定しました。この計画は、まずは自転車関連の交通事故、盗難、放置といったまちの課題解決を図ることを優先とした計画であり、内容等に関しては進捗を踏まえて、適時、見直しを行うこととしています。

その後、本市においては自転車関連の交通事故、盗難、放置といったまちの課題解決が進み、国や県においては自転車活用推進法に基づく「自転車活用推進計画」が策定されるなど自転車の活用がこれまで以上に推進され、新たな活用手段としてコミュニティサイクルが本市でも展開されるなど、自転車を取り巻く環境は大きく変わってきています。

課題

本市の現状を踏まえ、自転車関連の交通事故、盗難、放置といったまちの課題解決に継続して取り組むとともに、環境負荷の低減、健康増進、観光振興といった自転車を活用したまちの魅力創造にも取り組んでいくための計画へと変更する必要があります。

また、平成29年5月施行の自転車活用推進法において、市区町村についても、国や県の計画と同体系の「自転車活用推進計画」を策定することが努力義務とされていることから、あらためて、国や県の「自転車活用推進計画」の記載内容と本市の計画の内容に齟齬(そご)がないよう整える必要があります。

施策の策定にあたっての考え方

本市における自転車の活用を推進するために、環境負荷の低減、健康増進、観光振興などといった分野において、どういった形でそれぞれの分野の推進につながるか、計画に、目的や手法を明確に規定します。

合わせて、国や県の「自転車活用推進計画」の記載内容のうち、本市において今後の「自転車を活用したまちづくり」の施策として実施可能な部分を追加します。

意見を聴取するポイント

本市の、①地形が平たんな地理的特徴、②自転車利用と密接な関係にある鉄道の駅が13もあるという交通利便性、③商業施設、医療施設等の立地がコンパクトな都市機能なども踏まえて、今後、本市が自転車の活用を推進するうえで、環境負荷の低減、健康増進、観光振興その他の分野で取り組んでいくことに関して、具体的な取組内容や手法についてのご意見を募ります。

市民意向調査(ステップ2)の実施手法

・令和2年9月17日(木)から30日(水)まで市ホームページにおいて意見募集を行います。

お問い合わせ先

危機管理安全局危機管理安全部生活安全課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館8F
電話番号(TEL) 06-6489-6502
ファクス(FAX) 06-6489-6166
メールアドレス(Eメール) ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp